

政府規制等と競争政策に関する研究会

2006年9月14日(木)

【菅久調整課長】 それでは、定刻になりましたので政府規制等と競争政策に関する研究会を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。吉野会員はちょっと遅れるという連絡をいただいておりますので、このあと10分か15分ぐらいで到着かと思います。また、本日、清野会員、下村会員、松村会員は所用のため御欠席でございます。

今回から事務局側のメンバーが替わりましたので申し上げます。経済取引局長ですが、伊東に替わりまして、松山でございます。

【松山経済取引局長】 松山でございます。よろしく申し上げます。

【菅久調整課長】 それと、調整課長ですが、横田に替わりまして私、菅久になります。よろしく願いいたします。

本日はお願いしたいテーマは、既にご案内いたしておりますとおり、適正な電力取引についての指針の改定についてということでございます。本日は、オブザーバーといたしまして、資源エネルギー庁電力市場整備課長の片山様にもお越しいただいております。

【片山電力整備課長】 片山でございます。よろしく願いいたします。

【菅久調整課長】 始めに配付資料を確認させていただきます。表に1枚、研究会と書いた紙がありますが、そのあと、資料1、「適正な電力取引についての指針」の改定についてという題の資料でございます。それから、資料1の別紙がございます。それから資料2、電力事業の自由化の経緯と書いてありますが、本日のテーマに関係する実態の部分を示すような資料を集めたものでございます。それから資料3、これも本日のテーマに関する部分でございますが、6月に公正取引委員会が公表いたしました電力市場における競争状況と今後の課題について、この中の本日に関係する部分を抜き出したものでございます。それから、資料4は現在の適正な電力取引についての指針の中の、これまた本日のテーマに関係すると思われる部分を抜粋したものでございます。それ以外、メインテーブルに、御

参考として適正な電力取引についての指針の全文のコピーもそこに置いているかと思えます。足りないところはございますか。大丈夫ですね、ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては岩田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩田座長】 それでは、本日のテーマに入りたいと思います。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【菅久調整課長】 私から、本日の資料について御説明申し上げます。

本日のテーマは、申しましたとおり電力ガイドラインの改定についてということでございます。まず、資料1の最初の部分をご覧いただきたいと思います。この電力ガイドラインにつきましては、昨年の5月に改定されたものでございまして、改定からまだ1年ちょっとということでございます。ただ、昨年の4月に日本卸電力取引所が開設されまして、この点についてガイドラインに書くかどうかという議論がその改定の際にもあったようでございますが、そのときは電力取引所が動き出してしばらく様子を見てということで、この卸電力取引所に関する部分の取り扱いが先送りになっておりました。

そういうことで、この点について、今回ガイドラインにどういうことを書き込むのか書き込まないのか、書くとしたらどういうことを書くのかというのを現在検討しているところでございます。

そういうことで、1ページの(2)に書いてありますとおり、卸電力取引所、それからそれと密接に関係しております常時バックアップの在り方が主たる論点ということでございます。

資料2をご覧いただきたいと思います。この卸電力取引所と常時バックアップについての現状ということで簡単に御説明をさせていただきます。資料2の最初、1枚のところは自由化の経緯というもので詳しく申し上げるまでもないかと思うんですが、まず卸供給の自由化が1995年からということでございます。このときに電気事業者以外の事業者が一般電気事業者に対して電気を卸売することが可能となったということでございます。それから、99年の電気事業法の改正、施行が2000年でございますが、ここで小売事業の自由化が始まりまして、この自由化対象の範囲は段階的に、下に表がありますとおり拡大されてきております。そして、2003年6月の電気事業法の改正、これが2005年4月に施行でございますが、ここで冒頭申しましたいろいろな改正があったわけでござい

ますけれども、全国規模で卸電力の取引を行います私設任意の卸電力取引市場が開設されたということでございます。

現状どうなっているかということございまして、次の2ページ目でございます。平成17年度でございますが、「卸電力取引の概観」というのをご覧いただきますと、卸電力取引全体が2404億キロワットアワーでございます、ここに絵がありますけれども、絵の左上が一般電気事業者でございます、一般電気事業者の小売が8826億。右下が新規参入事業者でありますPPSでございます、この小売が110億で、PPSのシェアはまだそれほど大きくないということでございます。

実はPPSの110億の調達源、これがどこから来ているかということでございますけれども、「一般電気事業者」のところから右上を通ってぐっと長く線が来ているところがございます、ここの「約44億」というものが一般電気事業者からの卸売、いわゆる常時バックアップに当たる部分でございます。ここの部分の割合が非常に大きくなっているという状況があるということでございます。

真ん中に取引所がありまして、ここの取引所が、先ほど申しました右上にぐっと回っている常時バックアップの部分在今后代替していくことが期待されているわけでございますが、ここのところはPPSのところを見ていきますと3.4億という数字になっておりまして、それほどまだ大きくない状況でございます。

それから、この常時バックアップについて簡単に書きましたのが3ページでございます、これは当初常時バックアップというのはこういうものだと思定されておりましたというものでございます。新規参入者であるPPSが需要家に全量を売るという形があるわけでございますが、全量ではなくて部分供給、つまりPPSが全部でなく電力会社の供給の一部をPPSが供給するという形で新規参入をするというのが考えられます。ただ、実際は、こういう場合には、こういう形ではなくて、一番下の形です。30という分をPPSが電力会社から供給を受けて、全体を100として需要家に供給する。この部分供給に似た形として常時バックアップというのがある。こういうのが実際の姿でございます。

現状の実態を見ますと、先ほど申しましたとおり非常に大きな割合になっておりまして、次の4ページでございますけれども、PPSの供給力の内訳を見ますと、「常時バックアップ」という部分が38%になっておりまして、「発電電力量」は24%、「自家発余剰電力」は33%ということで、常時バックアップがむしろベースとしても使われ、卸供給的になってきている実態にあるということでございます。

そういう中で、ではガイドラインについてどう考えましょうかというのが次でございます。資料1に戻っていただきますと、資料1の「2.論点」でございます。今申しましたとおり、常時バックアップの現状は、現段階では卸取引所が主要な調達源としての役割を果たしているとはいえなくて、常時バックアップを代替できるような状態にないという状況にあるわけでございます。

いろんな意見についての考え方ということで次に整理しておりますが、まず（ア）でございます。これは、常時バックアップについて現在のガイドラインで望ましい行為、それから問題のある行為ということを書いてあります。その中の望ましい行為の部分でございます。

あちこちで申しわけございません、資料4に抜粋をつけております。ここの1ページの下の方にア がございまして、「常時バックアップ」、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、「常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと統合的な料金が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。」というふうに書いております。

でありますけれども、資料1の2ページのほうをご覧くださいますと、先ほど申しましたとおり、むしろ常時バックアップの実態が小売における部分供給と同一ではなくて、卸供給という位置づけであろうということから、ここの記述については削除をしようと考えておりますが、それでどうかという点でございます。

「また」と書いてありますけれども、基本的に常時バックアップの基本的な考え方は変更はしないということで、問題のある行為はそのまま残すことを考えております。

それから、（イ）でございますが、常時バックアップについては取引所に移行すべきという意見がございます。これについては、先ほど申しましたとおり、現時点では取引所が常時バックアップを代替できる状況にはないと考えておりまして、引き続き維持することによってよろしいでしょうかというのが（イ）でございます。

それから（ウ）でございますが、これは常時バックアップ料金、小売料金の整合性、それからPPSの規模を拡大したので常時バックアップの量を制限すべきではない、そうした意見でございます。これについては、常時バックアップについての基本的な考え方を変更することは予定していない、現行ガイドラインで対応ということを考えておりますけれども、こういうことでどうでしょうかというのが（ウ）でございます。

それから（エ）でございますが、これはいわゆる常時バックアップの価格についての1

つの意見でございます。常時バックアップを一時打ち切った、その次にもう一度受けるときに不当に高い料金を設定する、そういうのは禁止すべきだという意見でございますが、これは現行ガイドラインにおきましても、こうした行為は既に問題となる行為であると考えておりますので、現行のガイドラインで対応するというところでよろしいのではないかと考えておりますが、どうでしょうかというのが（エ）でございます。

それから（オ）でございます。取引所におけるスポット価格を常時バックアップ料金の基準とするのは不適切であるという意見を我々は聞いておりますが、そのとおりでございます。今のガイドラインもそうしたことは問題だということでございますので、常時バックアップ料金については、これまでの考え方を維持して現行のガイドラインで対応するというふうに考えております。

それから、3ページの（カ）でございますが、一般電気事業者の供給区域内における常時バックアップを禁止して、供給区域をまたいだ常時バックアップに限定してはどうか、こういう意見を聞いております。これは、現行、常時バックアップは基本的に供給区域内の電気事業者から行われているというのが前提ということなんですけれども、そのことによってある意味直接の競争業者に依存することになってしまっていると。したがって、そうじゃなくて、供給区域外からということに最初からしてしまえばそういうこともなくなるんじゃないかという御意見のように考えております。これはそもそも大きな制度変更を要する問題でございます。できる、できないも含めてあるかと思いますが、少なくとも今のガイドラインの中で議論する話ではないのではないかなというふうに考えております。もちろん、料金について不当な行為があれば、これは現行ガイドラインに基づいて対応するということになるんだろうと考えております。

それから、続いて卸電力取引所についてのごとでございます。これは、先ほど申しましたとおり、平成17年4月から取引が開始されておまして、今の卸電力取引全体に占める取引所の取引量の割合が1%未満ということでございまして、今のところは主要な電力調達手段の1つと評価できる状態には至っていないというふうに考えております。また、一般電気事業者が卸電力取引量の95%を購入しているという状態にあるということでございます。

この卸電力取引所につきましては、イの（ア）でございますけれども、卸電力取引所の行為の取扱いについて、今はこのように取引量が少ないんですが、今後、新規参入者の事業活動にとりまして、常時バックアップを取引所の取引に移行させるのが期待されるとい

うこともありまして、この卸電力取引所の取引は重要なものになると。そういう観点から、望ましい行為、それから問題となる行為、これを整理して新たに章立てをすべきではないかという御意見がございます。これにつきましては、そういうことだろうということでございます。内容や文言もあると思いますが、新たに章を立ててガイドラインに記述していくことにしたいと思っておりますがどうでしょうかというのが（ア）でございます。

それから（イ）でございますが、取引所への玉出しについては市場に任せるべきという御意見がございます。市場に任せるべきということですので、特段何も言うことはないんじゃないかという御意見でございますが、これについては、むしろこの取引所への玉出しについての考え方を卸電力取引所における望ましい行為として記述していくというふうにしたほうがいいんじゃないかということでございます。

JEPXへの玉出しというのは、公正取引委員会が6月に出しました報告書の中でも、取引所取引活性化の課題の1つで書いているところでございまして、玉出しの増大ということと監視機能の強化、情報公開の拡充というのがその中で書かれているんですが、この玉出し以外にもそういった点も含めて望ましい行為として何らかの記述をしていくという方向で検討してはどうかということでございます。

それから（ウ）。今度は問題となる行為のほうでございます。卸電力取引所との取引に係りまして問題となる行為ということでございますけれども、今のガイドラインでは、既に自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方というところで書いているようなことは幾つかあるんですが、そこに書いてあるようなことは、余剰発電分を新規参入者に卸売するだけではなくて、これを取引所に供給する場合でも問題になる場合があるので、それを追加すべきではないかという意見でございます。

これは、今申しましたとおり、既に自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方というところで、一般電気事業者が行う一定の行為によって新規参入者の事業活動を困難にするとか、困難にするおそれがある場合には独禁法に違反するおそれがありますということ、また新規参入者へ電力を供給しようとする事業者に対して、それを何らかの方法でやめさせる、断念させる、こういうのは独占禁止法上違法となるおそれがあるということとして、具体的な行為を幾つか書いております。

したがって、卸電力取引所については、既に申しましたとおり新規参入者の電力調達手段としまして重要な役割を果たしていくことが期待されているわけでございますし、卸電力取引所につきましても、それに参入しようとする卸売事業者に対しまして、一般電

気事業者が参入しようとしている卸売事業者と締結している契約を解除する、またそういうことを示唆する、そういうことで卸電力取引所への参入を不当に妨げて、その結果、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるような場合には独占禁止法に違反するおそれも当然あると考えられますので、そういう問題のある行為を電力ガイドラインの中に書いていってはどうかということをございまして、それでどうでしょうかというのが(ウ)でございます。

(エ)でございますが、2つ中に入っておりますけれども、1つは取引所の取引で高値の取引を繰り返すことによって、高くして、そのことによって新規参入業者を取引から排除する、こういうのは競争上問題ないのかという意見です。それからもう1つは、取引所の価格を共同で決めるとか市場価格を操作すると、そういう行為も問題になるのではないかという御意見でございます。

確かにそういうことが行われれば問題になり得ると考えられますし、またそういうことは取引所の市場取引監視委員会でも監視などをしていくということでございます。ただ、前者につきましては、そういう事態はさすがに可能性がまだ低いんじゃないかというふうに思っております。後者につきましては、話し合っで決めるなどの不当な取引制限に当たるようなものは独占禁止法上問題であるのはある意味明らかでございまして、このようなものはこのガイドラインでは基本的に記載しておりませんし、書くまでもないんじゃないかなというふうに考えております。

その他の意見の部分でございますけれども、これはさまざまな行為を組み合わせることによって新規参入者の事業活動を困難にする場合というのもあり得るんじゃないか、そういうのも追加すべきじゃないかという御意見でございます。

これら複数の行為を組み合わせた参入阻止行為、これはガス取引のガイドラインでは書かれているものでございまして、こういう懸念、指摘は、我々も聞いておりますので、電力ガイドラインでも同様に記述してはどうかというものでございます。

今回の電力ガイドラインについての修正を念頭に置いた論点は以上でございます。

次の(4)は、電力ガイドラインの中身を変える、変えないという話とは違ひまして、今のガイドラインに書いている記述についてどう考えたらいいかというもののアイデアを出させていただいたというものでございます。これが資料1の別紙でございます。ここではディスカッションペーパーのつもりで出しておりますので、我々としてこういうふうに考えてみたんですがいかがでしょうかというのが資料1の別紙でございます。

これは、現行の電力ガイドラインの中で常時バックアップにつきまして問題のある行為として、下の四角に書いてあるような記述がございます。このような状況において云々、「新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独禁法上違法となるおそれがある」として、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金を設定すること」というのが書かれております。

これにつきましては、次の2ページで絵を描いております。電力会社からPPSへの取引のところに「Pb」とありますが、これは常時バックアップ価格という意味で書いております。ここの取引について、これと同様の需要形態を有する需要家に対する電力会社の小売価格から託送費用等を引いた価格（Per-X）とPbを比べまして、Pbがこの価格より高ければ独禁法違反のおそれありとするのが今の考え方でございます。これに対しまして、常時バックアップの規模を拡大した結果、その常時バックアップと同様の需要形態を有する事業者に対する小売料金というのが見つからない、比較対象が見つからないという指摘がございます。

その場合に、代替的にこういう考え方ができないかなというのが2ページの4でございます。

(1)でございますが、今の規定の趣旨を考えると、結局、常時バックアップ料金というのは効率的なPPSが事業活動を継続できる水準の価格でなきゃいかんという趣旨であろうというふうに考えまして、であるとすれば、3ページでございますが、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金」というのは、この市場でのPPSの需要家と同じような需要形態を有する需要家に電力会社が提供するときの料金と考えればいいんじゃないかということでございます。

その下にいろいろ価格を書いた表がありますが、さらにその下、例えばイでございますが、ある市場においてのPPSの需要家と同じ需要家に一般電気事業者が販売したときの価格を比べる対象にして考えてみてはどうかということでございます。例えばもっと単純化して、PPSが特別高圧業務用の需要家にしか売っていないとすれば、この特別高圧業務用の需要家に電力会社が売ったときの価格というのを比べる価格に持ってきたらどうかということでございます。ここに書いている例は、特別高圧業務用と特別高圧産業用が9割対1割というときには、電力会社にとってウェイトを付けて平均的な小売価格と



いうのが出てくるでしょうから、それとバックアップ料金を比べてみる、代替的にそういう考え方がとれないかなということでございます。このようなことを御議論いただければということで用意した別紙でございます。

以上が資料の御説明でございますが、このガイドラインは経済産業省資源エネルギー庁さんとこちらとの共同のガイドラインでございます。経済産業省でも適正取引ワーキンググループというのを開催しまして議論がこれまで行われてきております。7月21日に開催された適正取引ワーキンググループと、8月24日のワーキンググループでも検討が行われておりまして、本日とは逆に、私のほうがそちらにオブザーバーで参加をしております。

第11回では常時バックアップ、それから第12回では卸電力取引所をテーマとして議論がありまして、それぞれ議論の結果について座長のほうから取りまとめの発言がありましたので、その部分をちょっと参考に御紹介させていただきますと、常時バックアップをテーマにしました第11回では、第1に、常時バックアップにつきましては、先ほど申しましたとおりガイドライン作成当時は部分供給と実態が同一のものとの位置づけだったわけでございますけれども、現在の市場形態をみると、概ね卸供給の位置づけとなっているので、その位置づけをはっきり反映するのがいいんじゃないかというものでした。

それから、常時バックアップ自体の在り方については、将来的には卸電力取引所における取引に移すべきとの方向性ではあるものの、卸電力取引所の現状、それからPPS全体での常時バックに対する依存度、こういうことを考えると、当面の間は現行の取り扱いを変更することは困難であろうというものでした。いずれにしても、移行に関する議論は今後の議論ですねというのが第1でございました。

それから第2に、供給量については、卸市場におきまして新規参入者が電源を確保するためにはいろいろ考えられるんだけれども、IPPや卸売事業者、自家発設置者たちは一般電気事業者と長期契約を結んでいて新規参入が困難という認識であり、取引所取引も十分な厚みがある現状ではない。したがって、当面は現行ガイドラインの考え方を踏襲するのが適切ではないかというものでした。

それから最後に、価格につきましては、常時バックアップが卸供給であるという位置づけをしたとしても、それに対応するメルクマールとなる指標がなく、現在の新規参入者の常時バックアップの依存率を考えますと、現行の問題となる行為の記述を踏襲することが望ましいんじゃないかというのが第11回のまとめでございました。

それから第12回は、卸電力取引所をテーマにして行われまして、このときは第1にガイドラインでの卸電力取引所の位置づけについては新たに1章を設けてまとめて書いたほうがいいんじゃないかというものでございました。それから、常時バックアップ移行とか制度設計を考えた場合には、今後新規参入者の事業活動にとって卸電力取引所は重要になるという認識であろうというものでした。

それから第2に、平成15年2月の電気事業分科会骨格答申に記述されています発電設備の大半を電力会社が所有しており、これらの電源が市場において取引されない限り市場の厚みは期待されないという認識は現時点においても妥当なものであろう。したがって、一般電気事業者が取引所に余剰電源を投入することは引き続き重要で、ガイドラインでも望ましい行為として記述することが適当んじゃないかというものでした。

それから、売り札についてどういう値づけで行うかによって取引の厚みが変わってくるということから、卸電力取引所の取引を増やすという観点から電力会社においては対応していただきたいという発言もありました。

それから第3に、取引所への売り札を卸売事業者が行う際に、卸売事業者が取引所に参入することを一般電気事業者が妨げる行為、これを独禁法上どう整理するかという議論があったわけですが、それはそのときの議論を踏まえてよく考えてくれというのが事務局に与えられた宿題でございました。

それから最後に、卸電力取引所の内部取引における信頼性の向上のために、より充実した市場監視の実施とか取引情報の公開といったことを充実させることが望ましいということが最後にありました。適正取引ワーキンググループの議論についての、私の理解は以上のようなことなんです、このワーキンググループの事務局の課長と会員である井手先生もいらっしゃいますので、補足などしていただければと思います。

私からは以上でございます。

【岩田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、総合資源エネルギー調査会の適正取引ワーキンググループのほうの検討状況をお話しいただきたいと思います。資源エネルギー庁の片山さん、お願いいたします。

【片山電力市場整備課長】 ありがとうございます。今、菅久課長がおまとめになったとおりでございます。

昨年5月に適取ガイドラインを改定したばかりということではあるんですが、卸電力取

引所も1年余、実態が動いてまいりまして、昨年と今年の今の時分を比べると、取引量も4、5倍ぐらいにはなってきたということでございます。

それとともに、ある意味で取引としては代替性がある常時バックアップ取引というものの関係というのを一体どういうふうに整理していくのかということを考え始めなきゃいけないような実態が出てきております。

そういうことを踏まえまして、この2つについて適取ガイドラインの中にどういうふうに規定していくのかということが、今非常に重要なタイミングになってきているのかなというふうに思っておりますし、電気事業制度改革の中で卸電力取引所の機能というのは重要な位置づけを与えられているものがございますから、私設任意の取引所ではございますが、ぜひ今後育てていくという観点も含めて、このガイドラインの中にうまく位置づけていただければということでございます。

よろしく願いをいたします。

それから、経済産業省のクレジットが入っております「常時バックアップ料金と小売料金の比較について」という一枚紙を席上にお配りしていますが、これは井手先生のご発言のあとに。

【岩田座長】 どうもありがとうございました。

【井手会員】 今、菅久課長と片山課長、両課長でご説明あったので、特段補足することはないんですけども。適正取引ワーキンググループで議論をしていることを、また規制研で議論をするというのは今回初めてなので、そういう意味では、こういうガイドラインは、ガスも電気通信もあるわけで、今後、公取の規制研としてどういうふうに取り組んでいくのかということ、そして、今回どうして規制研で取り上げたかということも含めてお聞きしたいというのがまず1つ。

卸取引所というのを新たに章立てをして設けるということについては賛成で、その方向で改定されると思いますし、もう1点の常時バックアップについては、菅久課長のほうから鶴田座長の取りまとめの紹介がありましたけれども、高い料金が問題だというときに公取として独禁法の違反かどうかという具体的な判断、つまり、新規参入の促進をする上で非常に重要であるという観点から、その不当性をどういうふうに判断するかという点で先ほどの考え方というのを示されたんだと思います。これがきょうの1つの大きな問題だと思うんです。今後の公取の判断として、こういう判断基準で常時バックアップの料金とい

うのが不当であるかどうかを判断していいかどうかということの大いにここで議論をして公表していくということについて1つ意義があるので、この点について議論をしていただきたいというのがもう1つ。

それからもう1点は、先ほどの私設任意の取引所ですけれども、いかに活性化するかというときに、監視機能とか、玉出しの問題であるとか、情報公開といういろんな手段があるんですけども、それだけでは十分ではないというところで、取引所をいかに活性化していくかというところは競争政策上非常に重要な点であると思いますので、公取としてはこの点についても、ぜひもう少し踏み込んだ形で提言をしていただきたいというのが要望です。

以上でございます。

【岩田座長】      ありがとうございます。

それじゃ、片山さん、お願いします。

【片山電力市場整備課長】      それでは、お手元に1枚紙で「常時バックアップ料金と小売料金の比較について」という紙があるかと思います。先ほど菅久課長から御提示のあった考え方について、我々としてどういうふうなところに留意をしていただきたいかということをご説明した紙でございます。

まず初めに、電気の小売料金自体というのは個々の需要場所ごとに契約をされていて、実際の契約電力の大きさだとか需要の種類によって特別高圧、あるいは業務用、産業用といったような分類がございます、異なる料金の決め方が行われているというのが我が国の電気の小売料金の基本的な決め方になってきております。

他方で、常時バックアップ契約というのは、菅久課長のご説明にもありましたが、導入当初はP P Sのお客さんごとに決められていた。つまり部分供給と実態的に同一のものというような位置づけだったわけでございます。ただ、現時点では、そういう1個1個常時バックアップの契約を分けるというようなことになっておりませんでして、言ってみるとP P Sの電源構成の一環として、例えば18年度のP P Sの電源構成を決めるときに、18年度常時バックアップでどれだけの電気を調達しなきゃいけないのかといったような決め方、そういう契約電力の決め方になってきているのかなと。それが常時バックアップの位置づけが変わってきたということでございます。

そういう意味で、P P Sの個々のお客さんとの対応関係というのがだんだん薄れてきて

いるのではないかというのが実態でございます。

そういう実態があるということを踏まえると、小売料金を基準に常時バックアップの料金を比較する際には、契約の単位がある意味ですれてしまっているもの同士を比較するという点にご留意いただければということでございまして、例えばというところで仮定をしたケースを書いてございますけれども、特別高圧の料金が9円キロワットアワー、高圧が10円キロワットアワーだとした場合に、同じ月間の平均使用時間を仮定して、ここでは300アワーというのを仮定していますけれども、それで計算をしますと、常時バックアップとしては、例えば同じ5万キロワットの形態であっても、これが例えば特別高圧で5,000キロワットのお客さんが10カ所いるケース、高圧で500キロワットのお客さんが100カ所いるケースで計算してみますと、メルクマールが変わってきてしまうということがございます。

つまり、常時バックアップ供給自体は同じであったとしても、比べる小売先の変動によって、これがセーフであったりアウトであったりといったようなことが出てきてしまうのかなというふうに思っております。要するに常時バックアップの位置づけが変化しているものですから、メルクマールとしてどういうふうに考えていくか難しい事態になってきているのかなというふうに思っております。

したがいまして、このあたりというのは実態を踏まえてどういう基準で考えていけばいいのかというのは、我々も電気事業を所管している立場から公正取引委員会さんのほうとはいろいろと我々のほうからも情報提供をしていきたいなというふうに思っております。今の段階で、我がほうからこういうことでやってくださいというのがあるわけではございませんが、ご議論の際に、ぜひそういうような実態も勘案していただければということでございます。

以上でございます。

【岩田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、一応すべての説明をいただいたわけですが、これから御自由にご意見を伺いたいと思います。事務局のほうの論点が出ているのは、常時バックアップに関する規定の見直しが1つと、日本卸電力取引所に関する規定の整備、その他の見直しの要否、それから常時バックアップ料金についての考え方、今いろいろご説明があったという4つの論点が挙げられておりますけれども、なるべく順番のほうがいいというような感じがいたします。

ちょっと私自身が発言するとあれなんですけれども、よろしいですか。

実に教科書的に聞きしたいんですけど、良く分からないものですから聞きますが。普通、常時バックアップとして受けるのと卸売で買ってくるという2つの選択があるわけですね。そのときに、普通は裁定取引が働くと考えるんですけども。要するに、どちらから調達しても同じになるまで取引が行われているとすれば、それが競争的なら何ら問題ないと思うんですが、実際はどういうふうになっているんでしょうか。分かりますか。

【片山電力市場整備課長】 まず、卸電力取引所の商品というのは基本的に2種類でございます。1つが先渡し商品、もう1つは1日前市場というスポット市場でございます。

スポット市場だと日々値段がものすごくぶれますから、基本的に安定した電源調達先ではなくて、電気は同時同量のルールがありますので、ある意味で最後の調整のマーケットだというふうにお考えいただければと思います。そういう意味で、電力の調達というのが電源構成という観点から裁定があり得るのは先渡しでございます。

俗に言われておりますのは、売り札、買い札が幾らで入っているかという情報は、我々も知りません。我々は規制当局じゃないものですから知らないんですけど、巷間言われていますのは、常時バックアップ取引の値段を挟んで、それより高い値段で売り札が出、それより安い値段で買い札が出る。つまり、常時バックアップよりも高い値段でも買いたいというのが出ればそこで成立するけれども、それよりも安い売り札が出てこない限り買っても仕方がないという意味での裁定は働いてこようかと思えます。

【岩田座長】 そのときに、売り札と買い札の一致というのは分からないんですか。実際の取引はどこで一致しているんですか。

【片山電力市場整備課長】 実際の取引は、まさしくこの値段で幾らというような売り買いの札が出ていますから、強制的に合わせるわけじゃないので、システムプライス的に入札カーブをつくって合わせるというやり方じゃ、先渡しは違うものですから。

【岩田座長】 成立した価格というのは分かるんですか。

【片山電力市場整備課長】 成立した価格は事後的には分かります。

【岩田座長】 分かるんですか。それはどの辺になるんですか。

【片山電力市場整備課長】 常時バックアップよりも高い料金で成約しているケースが

多いんじゃないかと思います。

【岩田座長】 先渡しというのは何か月ぐらいなんですか。

【片山電力市場整備課長】 先渡しは、これも2種類ありまして、1か月単位で1年先という月間物と、週間物というのがございます。

【岩田座長】 どっちでも1年ぐらいあれば比較的安定して供給が受けられるということですか。

【片山電力市場整備課長】 ただ、今の商品構成は、例えば1年間という商品があるわけじゃなくて、毎月ごとに買っていきなさいいけない。ですから、ある意味で安定的に買えるかどうかというところで行くと、常時バックアップは通常1年契約でございますので、1年契約の常時バックアップと比べると、値段が固定できないというところでのリスクはあるかと思います。

ある意味で、完全に常時バックアップと代替的な商品が取引されているかという、ぴったり一致ということではないんじゃないかと思います。

【岩田座長】 それは一般に、常時バックアップより必ず高いほうで成立していることが多いということですね。

【片山電力市場整備課長】 成立していることが多いということだと思っております。

【岩田座長】 普通で考えると、電力料金がこれから上がるだろうというときと下がるだろうというときとでは、上がるだろうというときは先渡しのほうが高く不思議ではないんでしょうね。違うかな。要するに金利のイールドカーブと同じだから、常時先物があるというのもちょっとおかしいように思うんですけど、どうですか。

【片山電力市場整備課長】 あと、実態を申し上げますと、そういう教科書的な世界が当てはまるほど流動性は決して高くありませんので、およそそういうふうには動いていないと思います。

【岩田座長】 それから、今基本を考えたんですけど、どのぐらい流動性の問題で乖離しているかというのはリスクプレミアムで考えたらいいと思う。要するにどういうことかということ、競争状態からすごく離れているかどうかのメルクマールが知りたかったんです

よ。教科書的じゃない場合には、つまり流動性が違う場合には、流動性に必ずプレミアムがついて、その部分が乖離していれば競争的なんです。それをちょっと考えたんですけど。その辺の議論をきちんとしたほうがガイドラインを考える場合も恣意的じゃないんじゃないかなと思ったんですけど。

【岸井会員】 いいですか。私もちょっとご質問したいんですけども、今お話を伺っていると、そもそもJEPXでは常時バックアップにぴったり代わるような商品はないということですね。

【片山電力市場整備課長】 はい。

【岸井会員】 1つ、常時バックアップをJEPXの取引に移行すべきであるというのは、常時バックアップと同じような商品を新たにつくるべきだというのが、それとも従来の先渡しのやつをうまく組み合わせるような形でやってくれという話なんですか。その辺はどっちなんでしょうか。

【岩田座長】 その点、常時バックアップは何年契約なんですか。1年ですか。

【片山電力市場整備課長】 1年契約でございます。今の先生からの御質問でございますけれども、それはまさしくこれから考えなきゃいけないことだというふうに思っております。

常時バックアップ契約というのは、ある意味で1年間の電源の構成をどうするかというものにも使われますし、同時に適正取引ワーキンググループでも資料をお示したんですが、非常に使い勝手が良くなっておりまして、標準的な場合、実際に電気を送る前日の昼の12時まで、当日の量の変更ができ、さらに当日の朝6時まで、当日の午後分も変えられる。JEPXのスポットというのは、前日の午前9時半が入札の締め切なんです。常時バックアップには、このように1年間の長期の電源から前日の運用に近いところまでできるという機能があるものですから、こういった商品性を取引所の1つの商品でというのは無理だと思うんです。なので、完全にやろうと思いますと幾つか分割した商品があって、それを組み合わせてオウンリスクでやってください、買い手側からすると、それをマーケットというところで、価格は当然変動しますから、そのリスクを自分でとる中で電源構成、あるいは電源の調整というのをやってくださいという世界だということでございます。

常時バックアップというのはある意味で、今まで完全に独占だった日本の電力の小売市



場に新規に参入していただくために、まずは初期設定で不利なところを、一般電気事業者がほとんど電源を持っているんだから、それを補ってくれということで始まっていて、したがってガイドラインで望ましい行為、問題となる行為が規定されていたということです。

ですから、自分のOWNリスクで事業ができるようなマーケットができるのであれば、そちらに移行していくということがある意味で自由化の趣旨なんじゃないかということでございます。

ただ、具体的にはまさしくこれからのことであることは事実でございます。

【岩田座長】 もう1つ。常時バックアップというのは、新規参入者はいろんな電力会社から選択できますか。できないんですか。

【片山電力市場整備課長】 原則、供給区域内の電力会社からバックアップしてもらうという形態がほとんどでございます。

【岩田座長】 それしかできないわけですね。そこが裁定取引が働かないというところなんだよな。

【井手会員】 よろしいですか。常時バックアップというのはリスクフリーですよ。リスクフリーで安定的に供給してもらえという商品ですし、取引所というのは変動するという話ですから、このままの状態で常時バックをやめて取引所で取引をやるうとしても、なかなかそれを推進する力というのはないと思うんです。だから、PPSとすると常時バックアップを一旦契約したらそれを減らすような行動というのは多分採らないですよ。自分たちが例えば発電して常時バックアップで安定的にリスクフリーでやれるのであれば、自分の発電したものは取引所に出したほうがいいという話になります。常時バックアップと自分で発電したもので適当に組み合わせて需要家に供給する、こういう行動をとるというのは普通自然ですよ。

そのあと、常時バックアップをやめてとなると、例えば常時バックアップの分を電力会社は全部取引所に出すとか、出して取引所で取引をやりなさい、こういうようなことを考えないと、それから電力会社も買入札を積極的にやりなさいというような仕組みをつくらないと、誰も取引所に移行しないですよ。

【岩田座長】 井手さんの言っているのは、常時バックアップをやめなきゃだめだということですか。

【井手会員】 その方向で自由化したんだから。

【岩田座長】 そんな感じがする。そういうことか。そう言われれば、先渡しの期間もすごい長いのができてくるわけですね。そういうふうになる可能性があるけど。

それから、卸売取引所の場合、区域は関係なく、そこ1か所に集まって売り買いになるんですか。そうじゃなくて区域ごとですか。

【片山電力市場整備課長】 取引所はもちろん全国ベースの取引所でございます。

【岩田座長】 取引所は、常時バックアップと違い、地域だけじゃないから、地域独占の要素がなくなる。とすれば、取引所のほうが全国レベルで競争があって常時バックアップよりいいように思うんだけど。

【井手会員】 安定的な価格で供給してもらえるかどうかというところが決定的に違います。

【岩田座長】 諸外国でこういう卸売取引をよくやっているのはイギリスですか。イギリスではどうなっているんですか。

【片山電力市場整備課長】 おそらく、常時バックアップといったようなものという概念はあまりないと思います。諸外国の場合、どういう手順で自由化をやったのかというのがみんなそれぞれ違うものですから、新規参入者というものが初めて参入する際に、どういうフェーバーを与えたのか。与え方というのは各国でまちまちでございます。

例えばイギリスの場合には、もともと全部国営ですから、ある意味で切り刻んだわけでございます。アンバンドルをし、発電会社を分け、強制プールにして、強制的に競争の世界に追い込んで、分割された配電会社、小売会社というものも新規参入者と同じように強制したプールのマーケットから買ってやるというところから始まった。ある意味で、国営であるがゆえにそういうことが意図的にできた。産業構造をガラポンにしてやったというのがイギリスの例だと思います。ただ、もうほとんど新規参入者残っていませんが。ばらばらになったのか、みんなもとに一貫体制に戻って、ある意味で大手数社に集約されているというのがイギリスの電力のマーケットでございます。

【岩田座長】 卸取引所でのやりとりはどうなっていますか。

【片山電力市場整備課長】 今でいきますと、卸取引所のシェアというのは2、3%に低下をしております。ですから、自分の発電所でやるか、先渡しのマーケット、例えば相対取引でやるか。欧米の場合、O T Cという店頭渡しのマーケットというのがあります、言ってみるとマーケットメーカーのブローカーのような人が店頭で、店頭という意味はスクリーン上で相対契約を結ぶマーケットがありますので、そういったようなところでやっているんじゃないかと。基本的にはイギリスは垂直一体に戻り始めています。

それから、フランスなんかの場合ですと、E D Fという巨大な国営の電力会社がありますので、そこが、記憶が定かじゃないんですが、フランス外の電力会社を買う際に、E U委員会が何かから条件つけられて、シェアが高過ぎるというので強制的にE D Fの一部を新規参入者に対する入札に付せといったようなバーチャルパワープラント、V P Pと言っていますけれども、そういったようなことをやったりしている例もあります。

いずれにしても日本流のこういうのはあまりないんじゃないかなというふうには思っております。

【岩田座長】 日本で最初に常時バックアップをやるというのは、卸取引所がなかったから過渡期でというつもりでやった、そういうことですか。

【片山電力市場整備課長】 小売の自由化というのは、平成11年のときの電気事業法改正で12年から始まりました。そのときには取引所というものは存在しなかったわけでございます。そういうときに、P P Sがお客さんの負担の形態に合わせてすべての電源構成をとることができないことから、一部分だけ、手当できたところだけ供給する。残りの部分というのは一般電気事業者にお願いしますと、部分供給みたいなことというのは想定されていたわけですが、それはある意味で究極のクリームスキミング的なことにもなりますし、そういう意味で新規参入者が一気に用意できない部分というのを卸売で補って参加というところから始まった。

だから、12年の時点で、将来卸電力取引所ができるから、それまでの過渡的なものというところまでのものはなかったと思えますけれども、その後、15年、前回の制度改革の中で卸電力取引所ができるということが決まって、1年余たって、さあ、これから一体どういうふうにしていくのがいいのかということが課題になってくるということで、ちょうど今その過渡期みたいなところじゃないかなというふうには思っております。

【岩田座長】 常時バックアップというのを縮小して全部卸市場で統括するようにする

という方向があれば随分ガイドラインは変わってくると思うんです。それでちょっと。根本までひっくり返して申しわけない。根本までひっくり返さないでくださいというのが事務局のあれなのかもしれないのですけれど、むしろ透明な卸売市場というのができ上がれば、そんな望ましいガイドラインとか必要なくなるんじゃないかと思って。普通は、直感的に、僕は教科書的に考えているだけだけど、全体の中で「望ましい行為」というのはちょっと違和感があるんですよ。つまり、不当だということで望ましくない問題があるというのを列挙することはいいんですけど、「望ましい」というのが何となく違和感があります。それは自由主義経済の中で基本的にいろんなイノベーションで自分で創意工夫でやってください、でも、不公正な取引にはきちっと対処しますよというのが普通なだけけれども、常時バックアップと卸売取引所という二重構造みたいなのがあって、うまく競争の仕組みができていない。このため問題があるのも言うけど、望ましいものも言うというのは、政府誘導型という感じがするんですよ。そこにちょっと違和感があるんですけども。

【菅久調整課長】 競争ができるような状況をつくっていくプロセスで存在しているガイドラインだと思うんです。ですので、先生がおっしゃいますとおり、普通の競争がもう既に成立している市場ではこういう形にならないんですけど、これからそういうふうにとっていこうというのものもあるものですから、だめなものも言いつつ、そういう方向にいくんだったらこういうふうなほうがいいよと、そういうのも入っていくということになっています。

【岩田座長】 こうしていくのがいいよと言って、良くならないんですよ、事實は。インフラ自体が競争的になっていくようにはなっていないわけだから、口でいいと言っても、あるルールの中で利益が上がらなかつたらやらないんです、企業というのは。だから、いいよというのを列挙しても、制度は変わらないんですよと言っているんです。制度を先に変えるのが先であって、その中でルールを決めると自然と市場にとっていい行動が出てくる。そういうふうな発想を変えていかないと。ガイドラインだけで誘導しようというのは無理じゃないかというのが私の発想なんです。

私ばかり言っていますが、素人の私は教科書でしか言わないので、専門家、ちょっとお願いします。

【岸井会員】 私、最初のガイドラインのときから公取の研究会のほうでいろいろ議論をさせていただいて、最初に望ましいという話ですよ。私も基本的には岩田さんと

同じように、非常に中途半端なやり方だというふうに思っております。

これはいいか悪いかは別にして、例えばイギリスとかヨーロッパなんかもそうですけど、日本の場合は卸取引を一切、料金とか何とかの規制も全部基本的に外しちゃうという形でやっています。変更命令や業務改善命令みたいなのはあるんですか。託送料金のことじゃなくて、卸供給の料金です。いわゆる常時バックアップとか何かのこういう取引の料金、それから大口の小売の料金も含めてですね。全部規制がないですよ。料金規制をなくしちゃったんですよ。

【片山電力市場整備課長】 はい。

【岸井会員】 だから、それに代わる公正競争ルールみたいなのをつくらなきゃいけないので、いろいろ差別をどうするとか、そういうのでおそらくこういうガイドライン型のルールができてきたんだと、私はそういうふうに認識しているんです。ですから、これはもしかしたら規制をきちっとかけなきゃいけないところがあるのかもしれないね。

【井手会員】 常時バックアップに規制は入っているんですか。

【片山電力市場整備課長】 いや、入っていません。

【岸井会員】 だから全部これ、ガイドラインでやっているんです。

【井手会員】 そうしたら、常時バックアップを約款みたいな形でやれと。

【岸井会員】 だから、そうするかどうかも含めて、その辺が全部自由化で外しちゃうという形で始まったから。しかも、取引所ができる前に、最初に常時バックアップを入れたんですよ。そのときはとにかく常時バックアップという話がまず出てきて、それで、常時バックアップを拒否したらどうなるかという話が出てきて、拒否すると、これはもともと独占者が常時バックアップを要求されて拒否するということは、これは排他条件付取引とか差別的取引拒絶になっちゃいますから、それは独禁法違反だろうと。

だから、常時バックアップという取引形態がまず最初に出てきて、それを拒否したら独禁法違反になるという、そういう形で話が続く。しかもそこに事業法上では、料金規制とかは外しちゃったわけですよ。大口全体の料金規制は外しちゃったわけです。だからこういう形で、いわゆるガイドライン型の望ましい行為とか、こういう標準メニューと整合的だとか、そういうのが出てきたと思うので、この辺は、まあ、中途半端といえば中途半

端だと思えます。

私、むしろ、一応それは今までそうだったということで、私の認識を前提にして、常時バックアップというのは今、お話を聞いていますと、むしろ新規参入者にとっては非常に使い勝手がいい取引形態みたいな形で出てきていて、私もこれは詳しく調べたことはないんですけども、向こうの文献なんかを見ますと、イギリスなど、あと北欧なんかもそうですか、いわゆるプールとか取引所というのがあるんです。最初は細かい短期の形態で、あとは全部自由に組み合わせなさいという形で、取引所に集中する形で制度を出発させていたところが多かったんですけども、結局、長期取引で相対でやるような取引がどんどん増えてきて、そうしないとやっぱり投資とか供給の計画なんかも安定しないところがあるわけです。そうすると、ちょっとこれは私、実態はそちらのほうがご存じでしょうけど、常時バックアップ契約みたいなのは将来的に、これと同じような形じゃなくて、相対の長期取引の1つの、例えばベース電源の一環みたいな形だとしたら、そういうふうに専門にするバックアップ契約とか、そのための長期契約とか、そういう形で将来的に形を変えて残っていくようなものにならないのか。全然別の形になるのかもしれないんですけども、何かそういうものだとすると、常時バックアップをやるか、やめるかという話には必ずしもならないのではないかなと思います。

少しずれているところがあるかもしれないんですけども、その辺の実態についてちょっとお伺いしたいなと思います。

【片山電力市場整備課長】 岸井先生が前段でおっしゃったことでまずちょっと申し上げたいと思うのは、卸電力取引所はまだ始まって1年数か月でございます。海外の取引所を見ても、出だしの2、3年というのはなかなかそんなに一気に行くものではないと思いますし、全く初めて日本でやるということでございますので、要するにこれからいかにこれをうまく育てていくか、いかにうまく使いこなしていただくかということじゃないかなと思います。

そういう意味で、まだまだ過渡期だと思っていて、中途半端だというご叱責はそのとおりだと思いますし、だからゆえにガイドラインのこの望ましい行為というのは、政策誘導型でおかしいじゃないかという御意見も座長のほうから出ましたが、いや、まさしくそういうメッセージというのはある程度大事なんじゃないかなと思っていますし、あと、一旦生み出した仕組みも、ニーズに応じていろいろと新しい商品開発なり、新しく会員を入れていくなり、あるいは会員が参加取引しやすいようなルールに変えていっていただく

とか、そういうふうにどんどんこれから発展していくべきものなんじゃないか、そういう意味で、ガイドラインでぜひメッセージを出したいという思いが政策当局としてございます。

あと、後段の岸井先生の御質問については、おっしゃるとおり、基本的に卸電力取引というところで規制をしているわけではありませんで、唯一あるとしたら、電気事業法22条で、ある非常に大きな規模の卸供給契約については我々に届け出させていただくと、総括原価でやるという世界がございます。それは要するに、これはある意味で、日本全体の安定供給をどう担保するかという世界の中で、そういう仕組みができているところでございまして、そこまで全部今のタイミングで自由にということでは、まだ踏み切っていないところでございます。

そういう世界をのぞきますと、基本的に自由な世界でございます。だから、別に一般電気事業者以外の主体と相対で新規参入者は卸契約を結ぶという可能性だって十分にあり得るわけでございますし、そういうのを否定するつもりは全然ございません。そういう可能性だってあると思います。

【岩田座長】 今、常時バックアップを受けるのは供給管内だけであって、例えば東京でやろうと思ったら東京電力というふうになっているわけですね。

【片山電力市場整備課長】 はい。今、ガイドラインで念頭に置いている決め方は、そういう決め方だと思います。

【岩田座長】 基本的に常時バックアップで取引している実態はそういうことですか。

【片山電力市場整備課長】 実態はそうでございます。

【岩田座長】 だけど、どうして卸取引所の場合はいろいろなところから集めて、そこから買うことができるんですか。そこがちょっと分からない。

【片山電力市場整備課長】 基本的に、常時バックアップというものはこうしなきゃいけないというものが決してあるわけじゃなくて、言ってみると、常時バックアップに依存しなくてもいいわけですし、それは自由ですということです。ただ、最後の手段として、その供給区域の電力会社というのが常時バックアップをしてあげないと、実態上、商売ができないんじゃないかということです。

だから、別にほかの供給エリアの一般電気事業者から常時バックアップと同じような形態の相対取引、相対の卸契約を結んで、その別の供給区域の電力会社から常時バックアップを受けずに営業したって別に構わないわけです。

【岩田座長】 ちょっと待ってください。ほかの地域から相対で契約してきたのは常時バックアップと言わないんですか。

【片山電力市場整備課長】 ここでは言っていません。

【岩田座長】 どういう違いがあるんですか。

【片山電力市場整備課長】 本質的な取引では同じですが、要するに供給区域というものがかつてあったわけございまして、その電力会社というのは圧倒的に強いということとを前提に、新規参入者というのは、その電力会社が常時バックアップをしなければ、そのエリアで参入することが実態的に困難だろうということです。したがって、常時バックアップについて、例えば域内の電力会社が常時バックアップの供給拒絶などした場合には独禁法上問題があるという規定を置かないといけないというわけです。

【岩田座長】 その場合、他地域は拒絶できるという、そういうことなんですか。

【菅久調整課長】 ただ、他地域から地域間を跨いで電力の供給を受けることについては、連系線の制約なんかがあって、自由に供給できないという点があります。

【岩田座長】 技術的な問題ですね。卸取引所の場合は技術的制約はなくなるんですか。そこがよく分からない。

【片山電力市場整備課長】 いやいや、制約は全く同じです。同じですけれども、別に、何て言うのか……。

【岩田座長】 例えば東京の電気事業者が卸取引所で九電が出したやつを買ってきたということはできるということは、今の技術的な問題をクリアできるんですか。

【片山電力市場整備課長】 はい。

【岩田座長】 だったら、九電から相対取引でも買ってこられますね。



【片山電力市場整備課長】 買ってこられます。

【岩田座長】 つまり、常時バックアップのたぐいのものはどこからでも受けることができると考えていいですか。今、課長は、電力の区域によって違うからそれはできないみたいにおっしゃったから。

【片山電力市場整備課長】 ネットワークの制約を除けばできます。だから当然、各電力会社の供給区域というのは連系線というので結びついています。その容量の制約というのがあるかどうか。これによって、物理的に送れるかどうかというのは決まっています。したがって、何の制約もなく、同じ供給区域内の電力会社との常時バックアップと同じことができるかということ、それは難しいところがあると思います。

【岩田座長】 難しいというのは、コストがかかるという意味ですか。

【片山電力市場整備課長】 いや、物理的に送れないということです。

【岩田座長】 やっぱり技術的にできないことがあるということですね。

【片山電力市場整備課長】 物理的に送れないことがあり得る地域がありますが、完全に、ものすごく太く連系して、送れないということはおそらく起きないだろうというところもあります。それはどこを経由して送るかによって変わってきます。

【吉野会員】 ちょっと遅れてきてすみません。前に済んでいる話かもしれないんですが、僕の記憶だと、今の話の前提として、一般的事業者、電力会社同士が競争関係になるんだと。だから、卸売市場というのは一般電力会社にとっても意味がある存在になり得るんだということを前提として当初絵を描いたような気がするんですね。P P Sが本当に対等な競争的な関係の事業者になるまでの間、P P Sを育てなくちゃいけない。だからそういう非対称の片務的な制度を設けて、過渡期を挿入しようという話で、いずれは卸売市場のほうに移行していくんだぞというふうに理解したような記憶があるんだけど、それはそうじゃなかったんですか。

【片山電力市場整備課長】 すみません。私はかつての議論を詳細にフォローしているわけじゃないんですが、そこまで明示的にイメージをして、まさしく小売の自由化というのを始めたときに、常時バックアップと将来できるであろう卸電力取引所というのまで念頭に置いて、ここに書いたかどうかというのは定かじゃございませんが、今から振り返る

と、おそらくそういう思想なんだろうなという気はいたします。

【吉野会員】 だから、そこで問題となることとしては、一般電気事業者同士の競争が全く起きていないという状況があるから、卸売市場の性格というのは非常に特定されちゃっていて、これはずっとそうなのかどうかという話がかかなり重要なポイントだと思います。そうであるならば、常時バックアップというのはどういうふうに位置づけるかという話と、将来、卸売市場というのはもっと広い全国的な市場機能を持つんだとすれば、おっしゃるとおりである。だけど常時バックアップというのは将来ともずっと存在しないと、これは機能しないぞという話かどうか。

【岸井会員】 今、その話をしていたんです。

【岩田座長】 そうなんです。要するに基本的なことで、今日は本当は電力ガイドラインの改定について議論しなきゃいけないんだけど、それ自体が必要かどうかというのは、こういうことに依存するのでさっきから聞いているんです。もしも常時バックアップ制度というのがなくなった場合、例えば先ほど全部卸売市場に任せるとか、あるいは自由に相対でやらせるというときには、技術的に供給区域内でしか基本的にだめだということになると、そこに価格支配力があるので、どこの電力会社でも買ってこられるというふうにするとか、電力線をどこでも厚くすればいいんだとか、そういうことなのかということなんです。

つまり、どういうかということ、例えば常時バックアップをやめたときに何が弊害として起こるかというときに、独占力があるものだから、当然、卸取引所へ出してこないとする、「私と相対で取引するしかありませんよ」という価格支配力があることになる。そうするとまずいわけですね。そうじゃなくて、「いや、九電からも買えますよ。」というふうにして連系線の問題が解決すると、価格支配力がないから卸売に出してくる可能性が出てくる。

あるいは全国的な相対との関係で、裁定取引が卸取引所とでき上がってくる。これが理想の姿で、しかしそこに行くことはできなくて、あるいは連系線をきちっと整備するのに時間がかかるといったように、長期的に非常にかかるということであれば、セカンドベストとしてガイドラインという議論が入るというふうになるだろうというので、さっきからこだわっているんです。それはどうなんですか。

何となく井手さんは、常時バックアップは要らなくて、そんなことできそうなことをお

っしゃったから、勇気を得て、そっちへ議論を誘導しちゃったんですけど、どうなんでしょう。そこをはっきりすればみえてくるものがあると思うのですが。今日はガイドラインの改定の話まで行かなきゃいけないんだけど、ちょっとそこだけお願いします。

【片山電力市場整備課長】 今、このタイミングだと、ガイドラインは必要な状況だと思っております。

【岩田座長】 「今」ね。

【片山電力市場整備課長】 今、このタイミングは。このガイドラインというのは、ある意味で日本の電気にかかわっているプレーヤーが、まさしくこのルールに着目して行動しているということになっていますし、現実にもそのくらい重いものだというふうに思っています。望ましい行為に書かれていることだって、まさしくそのように受けとめられているんじゃないかと思っています。

じゃあ、将来どうなのかというのは、まさしくこれから来年以降、次の制度改革の議論をやりませけれども、そういった中で考えなきゃいけないということで、今のタイミングで「いや、そういうふうにするんだ」なんていうことが言えるような状況じゃない。まさしくほんとうにこれから大議論をしていかなきゃいけないということだと思っています。

そういう意味で、今、このタイミングで、このガイドラインというものは非常に意味があるというか、意義があるというか、有効なものだと思っております。

【岩田座長】 一言だけ、課長としてはどうですか。相対もできるし、卸売もできる。卸売は、高すぎたら相対でどこか違うところから、必ずしも区域内でなくて買ってこれる。長期的に考えて、そういうような世界というのは描けますか。例えばさっきの技術的な連系線の問題が解決するなどして。

【片山電力市場整備課長】 それはやはり日本の電気市場のプレーヤーの経営行動が変わるしかないんじゃないかと思います。小売の競争というのが一体どういうふうになっていくんだろうとか、まさしくそういうところから、吉野先生がおっしゃったような、卸のマーケットをどう使っていくのかという、逆の発想みたいなものが出てくる可能性もありますし、そこはやはりどういう経営行動というのが日本の電力会社にとって一番最適なんだろうかということだと思います。別に競争だけじゃなくて、電力会社が負っている責任というのは安定供給や環境というものもございいますから、環境というのは非常に大きな

要素になると思いますけれども、そういう中でどういう行動が最適なのかという中で決まってくることなんじゃないかなと思います。すみません。ちょっと逃げ口上みたいですが。

【岩田座長】 僕はその連系線とか、そういう技術的なものをという、インフラを整備すればかなりうまくいくのかなと思います。

【片山電力市場整備課長】 インフラも数千億単位でかかるような話でございますので、それを全部電気料金で回収させていただきますということを上回る効率効果が果たしてあるのかということだと思います。

【岩田座長】 そうですね。じゃ、それは相当、連系がだめなところがたくさんあるということなんですね。

【片山電力市場整備課長】 いや、実はそんなに……。典型的には周波数変換所のところでございますけれども、そこは徐々には改善されていますが、それ以外の連系線、幾つかはございますけれども、常に市場分断が行われているということではないと思っています。

【菅久調整課長】 いずれの報告書にも多分書いているかもしれないんですが、制度改革評価小委員会が出した報告書でも、東と西で周波数が違って、そこで分断がよく起きているというのが実はありまして、それが時に問題になっている。そういう意味では、完全な全国市場になっていない面もちろんあります。

私が思っているのは、一般的に、事業者にとって購入先と売り先について、ある程度代替的なアクセス可能性がいろいろあるとすれば、岩田座長がおっしゃったように動くんだと思うんですけれども、多分電力の世界でまだそこまで至っていないのではないかと。そうした中で、どういう仕組みで競争が育つようになっていくかという、そういうことなんだと思います。そういう意味では、過渡期といえは過渡期なんですけど、完全に放置するわけにはいかないということで、どうしようかということなんだと思います。

【岩田座長】 そうすると、きょう是非やっておきたいという一番の目玉というのは、さっき別紙で説明のあった常時バックアップの料金についての考え方でしょうか。資料別紙の3ページみたいなやり方というのが1つの考え方で、これはこういうやり方でいいか

ということですね。

【菅久調整課長】 ええ。今の考え方が否定されるわけではなくて、今の考え方はもちろんいいんですけども、比較対象がないじゃないかという指摘に対して、代替的にこんなふうを考えてはどうかと考えまして、もちろんケースごとにいろいろあると思いますが、基本的におかしいことがあるかどうかという御意見を聞かせていただければと思います。そしてその上で、我々はまた考えなきゃいけないと思っています。

【岩田座長】 これを含めて、きょうの資料1の1ページ目からずっと「よいか」と書いてありますので、「これはよくない」等々何かご意見があったらお願いします。

【山内会員】 今回の岩田座長の御指摘ですが、説明を前に伺ったときにもちょっと申し上げたんですけども、基本はコストなんだと思うんです。電力会社がPPSにPbという価格で卸すと、Pbという価格の適切性というのを判断しようとしていて、それが不当に高ければPPS自体が存在し得なくなっちゃう。

そのときに、通常の方法でいうと、不当にコストを上回るような料金を課していれば、それはちょっとおかしいですねということだと思うけれども、コストがある意味でわからないので、もともとの考え方からして、価格を使って、そこからXというものを引いて、それがコストだろうとみなし、こういうことで比較をしているという理解をしていたんですね。

それだと分かるんだけど、それを今度、対応し得るような取引というものがないということになると非常に困りましたねということで、この3ページ目のところの特高産業用、業務用とか、この例では比率でウェイトを付けた平均で取引価格からXを引いてやっているんですけど、ここまで行っちゃうと、コストという概念からすごく離れていってしまうような感じがするんですね。

通常、取引しているところの価格というの、私はどこまで情報として得られるかどうかという問題があるとは思いますが、仮に電力価格の小売価格というのが分かったとして、それをウェイトづけをして、平均価格を出して、Xを引くというんだけど、そうすると、どうしてもいわゆるもともとのPbのところに対応するようなコストをこれが代表しているかという、ちょっと疑問があるような気がするんです。客観的にそう思って、だからじゃ何か代替案があるかという、なかなか出てこないんだけど。以上が私の持った疑問です。

【岸井会員】 今の点で、私はこれしかやりようがないだろうなという形で考えているんですけども。今、山内さんが言ったコストという考え方は確かにそうなんですけれども、先ほどの常時バックアップの性格辺りから出発することになるんですが、常時バックアップというのは、さっきも言いましたように、基本的には自己の供給区域内の競争者にバックアップするということですからね。しかも、供給区域内で非常にシェアが高いということですね。それで、いわば競争者を常時バックアップの価格を操作することで排除するような行為を問題にするということなんです。

要するに申し込まれて、高い価格でやったり、あるいは拒絶したりするということが、広い意味での排除行為になるというのが基本的な考え方で、そこから出発しているんです。そうすると、これは効率的な競争者という書き方で書いてありまして、基本的にこれでいいんですけども、効率的かどうかというのはなかなかコスト計算で分からないので……。

【山内会員】 分からない。

【岸井会員】 そう。だから結局、独禁法に関して、アメリカとかヨーロッパでやられているやり方は広い意味での差別対価としてとらえるんですね。最初の基準は小売価格よりも高い、あるいはそれと同等か高いようなバックアップ料金だったら、これは対抗不可能だから結局排除される。そういう考え方だと思うんです。

そうすると、コスト水準もありますけれども、小売価格で競争しているということを前提に差別対価を規制する。だけど、差別の比較の価格がないから、実質的に差別に当たるかどうかの指標を何かこういう形で計算して持ってくる。だから、広い意味でのそういう差別対価の1つの典型であるというふうに私は理解しています。ですから、厳密にコストを計算するという事は必ずしもできないですし。

【山内会員】 だから、できないからというのは分かるんだけど、あまりにも違いすぎないかなということなんです。

【岸井会員】 むしろこれでやると具体的にいろいろ不都合が生じてくるというのがあったら、何か修正しなきゃいけないと思うんですけども。

【井手会員】 先ほどからの話で、同様の需要形態とか、どういう使い方をするかというのがあって、それはなかなかマッチするものがないという中で、公取の考え方の2ページの2で書かれているような形の不等式がある。また、先ほどの経済産業省のペーパーの

2番目の では、PPSと常時バックアップ契約で一括して契約電気を決めており、PPSと顧客、個々の需要家との対応関係というのが非常に薄くなってきているという。つまり、実際に常時バックアップ料金が小売料金に比べて高いかどうかという不当性を判断するに当たって何か指標を持っておかないといけないというときに、実際問題として需要家との関係が希薄になっている、それから需要のパターンとか形態とかが違う需要家がいっぱいいるということになると、現実と比較しようがないという話ですよ。

だから、ガイドラインというのが、高い価格をつけてはいけないよというように一種の脅し的な役割を果たすというのであればいいんだけど、実際問題、独禁法上これは違法かどうかという判断をするときには、かなりのデータがないと公取も違法性というのを判断できないですよ。だから、単純にこういうパターンで書いても、実際問題としてやる時にはケースバイケースということになってしまいうんですよ。

【菅久調整課長】 すみません。この問題は、私も今いろいろ御指摘いただいたほど詰めて書いていなかったかもしれないんですけども、岸井会員がおっしゃったような意見に少し近かったかもしれない。というのは、この規定自身が価格によって新規参入者が排除される場合には問題ですよ、だから排除するような価格をつけちゃだめですよという規定なものですから、その排除するような価格というのは何かということで、ここですと自分の小売価格に対応するような価格を示したわけです。同じようにして売ったときの自分の小売価格とPPSに売る卸価格と比べて、卸価格が高くて、それでPPSの事業活動が困難になる。このような価格をつけたらやっぱりおかしいですよ。自分でもやれないような価格をつけるとおかしいですよ。この考え方はどっちかというと、そういう入り口から入ったものであって、価格だけで決まるわけではありません。

【岩田座長】 あとどんなことが考えられるんですか。それから、ガイドラインを作っておいて、でも、これ以外にいろいろ考えなきゃならないよというのと、またそのガイドラインをつくらなきゃならないような気がするんだけど、大丈夫なんですか。

【菅久調整課長】 ですから、この値段が高いとやっていけないという人だったら、もちろんそれで問題になり得るし、極端な例でいうと、高いんだけど、ほかのところはいっぱい安くなっているんで、別にこれでもやっていけないことはないという人だと実は影響は出ないということになり得るし、それは個々に見ていけばいいんじゃないかなと思います。ただ、最初の入り口のメルクマールの考え方としてどうかということでこの別紙の考

え方を提示させていただいております。

【岸井会員】 資料4のガイドラインですけれども、2ページに「卸売市場の動向等を踏まえて」と書いてありますから、これは、常時バックアップと卸電力取引所を組み合わせるといことができる場合のように、新規参入者が困難にならないケースも想定しています。だから、それは個別に、まさにケースバイケースの話です。

【岩田座長】 先ほど山内さんが指摘した費用の問題で、考えていないんじゃないかというのは、例えば別紙の3ページの式で、電力会社が直接需要家に供給するときには、絶対にこういう0.9と0.1という配分はあり得ないんだというのであれば、山内さんの議論は妥当するんだと思うんです。でも、そうじゃなくて自分でもそうやっているなら、費用を踏まえた上で価格をつけているんだからオーケーなんですよ。特殊でなければいいということだと私は思います。

【山内会員】 さっき岸井さんが言ったように、マーケットはある程度競争的であってということであれば、価格は費用を反映していて、そのウェイトは……。

【岩田座長】 特殊でなければいい。

【山内会員】 うん。そういうことなのかもしれませんね。

【岩田座長】 だから、それはあまりにも特殊なケースで、こんな形で供給するんじゃないコストは合わないよというのもあって、電力会社は絶対そんなのはあり得ないんだというのでなければ、公取がお考えになった仕組みの妥当性は私はあると思います。

【井手会員】 資料4のガイドラインの抜粋ですけれども、その2ページのところの2つ目の で、このガイドラインではここの文章は残ると理解しているんですけれども、そのときに注が書いてあって、「常時バックアップ料金の不当性の判断においては云々費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価する」と言うておりまして、多分、この「費用の増減」というところでいろいろな要素を加味しようということなんでしょう。託送料金とか営業費用というのはしっかり決まっている話ですから。

【岩田座長】 だから、その費用の増減というのは、0.9対0.1というような配分はとても異常で、費用はこの場合上がるとか、そういうことを評価しようということですか。



具体性がないと何か分からないでしょう。この注を書いちゃうと、透明性がなくなって、実際は、伝家の宝刀じゃないけど、売れないということにならないかな。

【岸井会員】 ちょっと私、具体的な事例を聞きたいんですけど、今までこの常時バックアップで不当価格、つまり小売料金より高い料金ということで問題になった、あるいはなりそうになった事例、あるいは今後なりそうな事例があるのかどうか。また、それはこの基準でチェックできるのか。

それとも、公取が今作られている基準、あるいは小売料金基準でもいいんですけど、実際の常時バックアップ料金はもっとそれよりも低い価格で契約されることが多いのか。常時バックアップ料金の価格動向の実態も含めてお話をいただくとわかると思います。私分からないので。

【菅久調整課長】 私も間違っていたらちょっと補足していただきたいんですけども、現にこれで例えば法的にどうのこうのという話になったケースは、確かにまだないと思います。ただ、常時バックアップの料金というのはそれで交渉していますので、その中で、一方から見ればこれは高いとか何とかという話などを聞くことはありまして、そのときは個々の、まさにこういう費用などを引いていないんじゃないかというような話を聞くことはあります。そういう形では確かに使われてはいるようです。

【岸井会員】 そうすると、これはこれでいいとしても、実際にはこれに到達しない段階で常時バックアップ料金の適正さというか、料金が高いんじゃないかという問題になってくるケースが実際には多いんですかね。

【岩田座長】 これは例えばさっきの資料4の2ページに書いてある注のような話であり、ここにいろいろな留保条件がありますね。留保条件があまりあると、実際にはガイドラインにならないんじゃないか。つまり留保条件自体がはっきりしないと心配しているわけです。これは大丈夫なんですか。いろいろなことを考慮しますよという、ガイドラインとしては結局使い物にならない。

【菅久調整課長】 それは独占禁止法上違法となるかどうかを判断するときには、こういう要素を考慮しなきゃいけないですよということです。

【岩田座長】 例えば、この費用はどのような費用ですか。こういう費用の増減を適正に

考慮するというのはわかります。一般論としてそれは当然だと思います。そういうのを具体的イメージでこうだとか、あるいはそれを考える基礎はとかいうのはきちんと背後にあるんですか。それがないとだめなんじゃないかと思います。

【菅久調整課長】　そうですね。もともとこれを作ったときに、小売には卸売価格よりも余分にコストがかかりますよねというのが始めにあって、だから、その分の小売と卸売のコストの差はちゃんと引いて……。

【岩田座長】　だから、それは託送費と営業費用でしょう。

【菅久調整課長】　ええ。

【岩田座長】　そこでいいんですけど、「など」と書いてありますから、それ以外にもいろいろありそうですね。託送費用と営業費用だけ考えるんですよという、はっきりするんです。別紙2ページのXですが、何となく、ガイドラインの式を機械的に適用するのは自信がないからそういうふうにしてある感じがする。

【岸井会員】　今の増減に関係するかもしれないんですけども、実際にもしこのルールでやったとすると、私が電力会社だったら比率の変動幅を予測して、つまり9割、1割とか、8割5分、1割5分とか、その場合のグレーゾーンになる価格が幾らかというのを予想して、その一番低い価格には近づかない。そこに近づくと、場合によっては違反しちゃうというか、チェックがやってくるかもしれない。だから実際には、需要家の割合をいろいろ変動させた場合の下限が事実上のP bの規制基準になるんだろうと思いますけど。

【岩田座長】　いや、ガイドラインってそういうものだよ。ガイドラインはそこが一番危ないところなので、そこがないと創意工夫がなくなっちゃうんですね。

【岸井委員】　そうですね。その辺がいいのかどうか。

【片山電力市場整備課長】　よろしゅうございますか。我々のペーパーで書いたのは、まさしく今日公取さんのほうからお示しになられたようなやり方でやると、おそらく需要家の比率というのはP P Sごとに異なりますから、ある意味でP P Sごとに異なるメルクマールが上がる。引くものと同じだとすると、そのメルクマールに合致する常時バックアップ料金の水準というのはP P Sごとに定めなきゃいけないのか。

それは、もともと常時バックアップ料金というのは卸電力取引の料金ですから、小売料金をベースにつくっているわけじゃないと思います。そういう意味でいきますと、要するにPPSのお客さんが入れかわるごとに、一般電気事業者が供給する常時バックアップの料金というのが変わるという、ある意味で、非常に珍妙なことが起きちゃうかもしれないということを我々はおそれておまして、だからといってどういう知恵があるんだと問われても我々は難しいんですが、いずれにしてもそう簡単じゃないということだけは是非お含みおきいただければと思います。

【岸井会員】 まさにそうなので。

【岩田座長】 だから、PPSが今買って、比率が違って変わっているというのは、違う商品を買っているんですから違う価格がつくのは当然で、それは問題ないと私は思いますけどね。同じ電力を買っているんじゃないで……。

【片山電力市場整備課長】 いや、全く同じ電力を買っているわけですね。1年間5万キロワットを供給しますという契約を10のPPSと結んだとしても、10のPPSのお客さんの構成が違えば、全く同じ電気を売るという行為について違うお値段をつけなければいけないというガイドラインは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかということになります。

【岩田座長】 そうなるんですか、これ。そこがちょっと分からない。どうなっているのか。この式だと、PPSごとに何か供給量が違うように思ったので。

【岸井会員】 ちょっと説明を聞きましょう。

【菅久調整課長】 これは、我々がつくったのがもし結果的にそうなっているとしたら、それは変えなきゃいけないんですけども、これを作った考え方は、これで値段を決める、ある適正な値段をこれで決めるというわけじゃなくて、むしろこれに当たったら違反ですよ、違反になり得ますよ、つまり幅、範囲を書いているんです。ですから、これに当たらない範囲内だったら、どういう値段をつけようと、ある意味では問題にならないわけなので。

【山内会員】 例えば構成比が分かれば載せちゃえばいいわけだから、それが価格に……でも、それはまた違っちゃいます、そういう意味じゃないですか。

【菅久調整課長】 そのリミットぎりぎりの値段をつけている人にとっては影響があるかもしれませんが、その範囲内でやっている方にとっては、多少動いてもそれは変わらないということがあります。ですから、イコールの値を出して価格にするという話ではなくて、黒ないしグレーの範囲をやっているという、そういうところはちょっと……。

【岩田座長】 でも、片山さんの説明は僕はわからないな。いいですか、公取の3ページの式がありますね。PPSは需要家が0.9対0.1で、これを一括購入する、こういうふうになっているんじゃないんですか。おっしゃった意味は違うみたいですね。

【片山電力市場整備課長】 いや、違います。いや、これはあくまでも参照となる小売料金を計算するに当たって、同一の需要形態を有する需要家というのを、仮想的にPPSの実際のお客さんをアグリゲートして作る、そのウェイトが0.9と0.1だということだと思います。

【岩田座長】 ああ、これは全部これでつけちゃうんだ。需要家が、PPSがPrというんですか、これが0.9じゃなくて0.8だったら、これを0.8にするんじゃないですか。違うの？

【片山電力市場整備課長】 いや、そうです。

【岩田座長】 そうでしょう。

【片山電力市場整備課長】 だから、PPSごとにどういうお客さんを捕まえているかは違うでしょうから、そうになると、全く同じ量を小売りしていたとしても……。

【岩田座長】 ああ、分かりました。だから、それはPPSが一括買うんだけど、そのPPSが需要家ごとにやったのが、このアグリゲートしたのが0.9と0.1なんですね。そういうことですね。

【片山電力市場整備課長】 ええ。

【岩田座長】 だから、近似的にはアグリゲートしたものを電力会社から買ってきたというふうに考えたらだめですか。違うのかな。

【片山電力市場整備課長】 いや、ですから、我々がお配りした紙をちょっとご覧いた

できればと思うんですが、お配りした紙でいくと.....。

【山内会員】 さっきおっしゃった岩田座長のご指摘は、P P Sごとに売り先が違って、比率が違いますといった場合の買ってくる電力というのは、同じキロワットであっても違う商品を買っているんじゃないですかという御指摘なんですか。

【岩田座長】 いや、だから、供給会社、つまり電力会社はきっと同じだね。

【山内委員】 同じだけど、買うほうは違うんじゃないかとさっき言ったんじゃないかなと思ったんだけど。

【岩田座長】 要するに同じものを買って別々に売る、P P Sが最終需要家ですね。

【山内会員】 うん。だけど、やっぱりバックアップだから、同じは同じなんですよ。

【菅久調整課長】 というか、この「ある市場における」というのが.....。

【岩田座長】 「P P Sの需要家が」というのは、P P Sの需要じゃないんだ。さらにその先のということですね。

【岸井会員】 今おっしゃったP P Sごとに違法になる価格が異なり、つまり契約とか取引ごとに常時バックアップ料金が異なってしまうことになるんじゃないかという話ですけど、要するに、独禁法の場合、常時バックアップで今言いたいいわゆる排除を問題にするときは、小売市場における排除ですから、理論的には、それは違ってもいいんですよ。

だから、おそらく今、片山さんが前提にしているのは、いわゆる卸市場というのがあって、また、常時バックアップ料金というのは結局同じものを供給しているんだから、そこではいわゆる一物一価で価格が成立するだろうということだと思います。しかし、考えてみたらそれぞれの需要家とかP P Sとかごとに、いわゆる時間的なタイミングとか、いろんなものも違うわけであり、そこで価格が変動していくわけですから、その市場において、それぞれP P Sの排除行為に当たるかどうかというのは、それは行為ごとにある意味で違ってきてもいいんですよ。

【岩田座長】 そうだね。分かりました。だって、電力会社は最終需要家に9対1で売っていれば、これで売れるんですから、この価格になりますよね。

【山内会員】 P P S がないとして、電力会社が直に売るとするところの価格になるはずだと。

【岩田座長】 そうでしょう。そうだとすると、その商品を P P S にただ売っているだけだから、電力会社が最終需要家に売る価格と同じなんです。だから、構成が違えば常時バックアップ料金が違っていいんですよ。

【菅久調整課長】 例えば排除し得る価格というのは人によって違ってくる。排除し得る価格というのが結構.....。

【岸井会員】 常時バックアップ市場があるというね。

【山内会員】 同じじゃなくていいということですね。

【岸井会員】 そう。常時バックアップ市場があって均一でなきゃならないという前提だと、そういう話になるんですけど。

【岩田座長】 同じものでも、やっぱり最終需要者から見ると違うんだよね。

【岸井会員】 違うし、問題にしているのは小売市場における排除ですから。

【山内会員】 そうですね。

【岩田座長】 それじゃ困るんでしょう。

【山内会員】 ただ、バックアップというサービスを取引していると考ええると、サービス自体は同じだから、上限にしる、それだけで根拠となる値が変わっちゃえばおかしくなる。

【岩田座長】 それはそうなんだ。だけど、最終的な需要家に対しての公正競争という考え方であるとする、常時バックアップも違っていいんですね。

【岸井会員】 違っていいんです。常時バックアップはそもそも市場が成立していないから。

【岩田座長】 公正競争を確保するという意味でいいんだね。

【岸井会員】 電力会社はそういうのにかかわりなく一律に料金を決めるという、今、そういう取引行動をとっているわけですね。そうすると、それは、常時バックアップの料金を疑似卸売市場みたいな考え方で一定の規律をするかどうかという話に今度はなってきたと思いますよね。

【岩田座長】 それから、これをやるとこれに張りついちゃうという問題は、もともとのPe2とかPe1という、この価格自体が硬直的であるということも問題だと思う。これが、例えば上限価格規制みたいなのがありますよね。生産性と消費者物価との差を……。

【岸井会員】 でも、これは変動していますよ。

【岩田座長】 一番最初の電力会社の、最初につける小売価格のところの価格の規制がうまくいってれば、つまり、生産性の向上を促すようなインセンティブ規制にうまくなっていれば、張りついていていいわけですね。

【片山電力市場整備課長】 すみません。ここは自由化範囲ですからプライスカップはありませんので。

【岩田座長】 ああ、そうか。だから、それは全然やらないわけか。そうなるちょっとあれだな。

【岸井会員】 だから、もし常時バックアップというのを1つの、過渡的であるにせよ……。

【岩田座長】 それでこれでやっちゃうと何か規制ばかりになっちゃう。

【岸井会員】 一定期間、継続し得るような取引形態として認知するとなったら、それはそれで事業法上に位置づけて、取引の価格なり何なりについて一定のガイドラインを設けてやるとか、直接規制する必要も必ずしもないですからね。そうしないと、そろえるという発想が出てこないんじゃないですか。それはそれで1つのやり方としてはあり得ると思います。

【菅久調整課長】 すみません、いろいろありがとうございます。私としては大分クリアになりました。

【岩田座長】 いや、なかなか難しい。

【片山電力市場整備課長】 すみません、ここにきょう御提示しているもの以外の論点というのが山のようにありまして、ちょっとそれは混乱を招くので提示はさせていただいておりませんが。

【岩田座長】 もう1つの問題として、こういう価格で逆にPPSが仕入れると、費用の関係で、最終的な需要家には電力会社よりぐっと安く供給できるということはありますね。そこで競争が働くからいいのかな。自由競争にしたということはそういうことですよね。つまり、PPSがすごいコストダウンでうまく参入して、それが圧力になって電力会社のコストダウンになる。それが自由にする義務ですよ。そうじゃない限り、規制しないとうまくいかないと思います。

それがあれば、PPSがすごく効率的にやって、大きな電力会社を脅かすぐらいのよい条件、そこが前提になっていないと競争してもうまくいかない。ライバルのほうが強いに決まっているという話になっちゃう。だからそのためには、ここの最後の仕入れのところ、いわばここだけ、ちょっと規制的ですけど、やっておけば問題ない。そういう発想じゃないんですかね、電力を自由化するというは、さっき言った規制を、ただし書きもみんな外せということはそういうことじゃないですか。どこかで競争がうまく働いていないとまずい。

【片山電力市場整備課長】 それはまさしく競争の起爆剤として入ったという性格のものだと思いますし、今、先生方がおっしゃった整理というのを永続的にすると、じゃ、全量常時バックアップを受けますと。PPSというのは安定供給で責任のない存在です。したがっているんな経費を徹底的に削減しますと。とにかく電力会社でももうかる水準で、常時バックアップは提供する義務がある。際限なく提供する義務がある。絶対もうかると思います。

【岩田座長】 どっちが。

【片山電力市場整備課長】 PPSが。だから、そういうのが恒久的に正しい自由化なのかというと、決してそうではないと思いますし、ある意味で、むしろそういう卸電力取引所というのができたのであれば、そちらのほうに将来的には行くのがやはり自由化した競争の姿だと思います。要は、何度も申し上げますが、間をつなぐ意味でのガイドライン



ということでございますので、そういったあたりというのも……。

【岩田座長】 僕も大賛成なんですけど、ただ懸念したのは、常時バックアップをやめていって、もし卸取引にして、そこを主体にするときに、卸取引所に流さなくなるという危険性はないですかということなんです。そのためには、さっき言った連系線みたいなのが必要なんじゃないかな。だって強制的に卸売に出せとは言えませんからね。そうじゃない場合には相対取引の道もありますよというのを残さない、うまくいかない。

それは常時バックアップじゃなくて、どこからでも買えるというシステムがいいので、やっぱり連系線ですか、それをやってほしいなという気はしているんです。もし効率的にやるなら。ということで、おっしゃるように卸取引所に行くということは賛成なんです。だから、そこをうまくいくインフラが要るんじゃないかなと思ったんです。だから、ガイドラインだけではうまくいかないんじゃないかなというのが私の最初の……。

今、卸取引所に基本的に行かないのは、井手さんは常時バックアップがあって、そっちのほうが使い勝手がいいからだという。そこよりも卸取引所のほうを使い勝手をよくしなきゃだめですね。あるいは、電力会社もそこへ供給したほうが有利だという状況をつくっていかなくちゃいけない。

そのところが抜けていると、ガイドラインだけで変なことをしちゃうというのでちょっと心配しています。

1回じゃとてもこれは。大体、仕組み自体がやっと分かってきたぐらいだから。

ほかで何かどうしてもということがありましたら、最後に一言あったら。

【岸井会員】 すみません、この電力取引所の望ましい行為で、玉出しについて書くということが出ているんですけども、これは具体的にどんな形というのはまだお考えは……。

【片山電力市場整備課長】 具体的な記述ぶりでございますか。

【岸井会員】 ええ。どの程度のいわば広い意味でのオブリゲーションというか、拘束を課すのかという。

【片山電力市場整備課長】 いや、拘束というのをかける趣旨で望ましい行為に書くわけではございません。

【岸井会員】 事実上のプレッシャーとして。

【片山電力市場整備課長】 ええ。是非積極的に売り札を出していただきたいということでございます。

【岩田座長】 「出してください」だけじゃ……。

【岸井会員】 ですから、何度も申し上げているんですけども、まさしく取引所と常時バックアップの関係なんかをどうするのかというのは、次の制度改革の中で全体の中で一体どういうふうを考えていくのかという中で、ぜひ検討せざるを得ないテーマだと思いますので。

【岩田座長】 それさえやっておけば、言わなくたって出す。インフラが大変だという。じゃなくて、「出してくださいよ」と言ったって出さないんじゃないかというのが……。

【岸井会員】 これはこの前も言ったので、おそらく通る意見ではないと思いますがけれども、先ほどフランスのVPPですか、いわゆる競争入札みたいな形で一定以上何らかの形で出して、まず要するにキックするというのをしないと、今いろいろ新聞なんかで取引所の動向を見られるので、私も見ているんですけども、まあとにかく、こういう言い方をしたら語弊があるかもしれないけれども、電力会社があまりみともなくならないようにちょっと格好つけるぐらいの形で出しているように見受けられる。

これは素人の目ですからあれですけども、もうちょっと思い切ったことをしないと。常時バックアップだけが原因じゃないような気がするんですよ。いろんな形でもうちょっと、取引所経由にいろいろ任せることは可能な部分ってあるんじゃないんですかね。

ですから、その辺をどういうふうにお考えなのか。望ましい行為のところ、一般的に玉出しが望ましいと書いても、ほとんどこれは意味がないんです。ほとんど無意味ですよ。気休めですよ、はっきり言って。

【岩田座長】 すみません。私の不手際で時間が来ちゃったので。ここでは「ほぼ意見も出そろったようです」というはずなんですけれども、なかなか出そろっていないと思いますけれども、一応最後にガイドラインの改定の今後の予定について課長からご説明して、閉会とさせていただきます。

【菅久調整課長】 すみません、今日は本当にありがとうございました。今日いただき

た御議論に基づいて、これからまたいろいろと資源エネルギー庁さんとも相談させていただきながら、最終案にしていきたいと思います。

冒頭に井手会員のほうから、ガイドラインを議論したのは初めてだという話がありました。私は実は初めてという認識はなくて、昔もやっていたのかなと思っていたんですけども、でも、おかげさまでいろいろと御議論いただいて、大変参考になりました。これからもこういうことをやらせていただければと思っております。

最後に、前回の規制研のときに、規制研と公正取引委員会の分担のようなお話が少しありましたが、これはまさに今日のようなこともお願いすることがありますし、そのほかにもいろんなことがありますので、それぞれ案件ごとということかもしれませんが、基本的には、市場の状況の確認とその評価のようなことを規制研のほうでしっかりやっていただいて、それを受けて、どう政策的に考えるかは公正取引委員会が担う、そういうのが基本的な役割分担であるという認識を持ちつつ、案件ごとにまたご相談させていただくということかなと考えております。今後そのようにまたやらせていただければと思っております。

次回は、実はこの春からずっとやっていただきました外航海運の話が、今週末、パブリックコメントの締め切りでございまして、その後、こちらも考え方を整理させていただきまして、多分11月ごろかなと思っておりますけれども、日程はこの会合終了後、なるべく早めに調整させていただきますが、11月ごろにその外航海運をやらせていただければと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

【岩田座長】 それでは、これで終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

了